

浪江町と大阪府と大阪市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定書

浪江町(以下「甲」という。)、大阪府(以下「乙」という。)及び大阪市(以下「丙」という。)は、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指し再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、以下のとおり連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(連携事項)

第1条 甲、乙及び丙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること
- (2) 脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること

2 具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上、必要に応じて別途定める。

(環境への配慮)

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、最大限に環境へ配慮するものとする。

(協定の見直し)

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2
浪江町
浪江町長 吉田 数博

乙 大阪府大阪市中央区大手前二丁目
大阪府
大阪府知事 吉村 洋文

丙 大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市
大阪市長 松井 一郎